

国立大学法人旭川医科大学公益通報者保護規程の一部を改正する規程を次のように定める。

旭川医科大学長  
学長職務代理 理事 松野 丈夫

国立大学法人旭川医科大学公益通報者保護規程の一部を改正する規程

国立大学法人旭川医科大学公益通報者保護規程（平成19年旭医大達第72号）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す。

改正後	現行
<p>(略)</p> <p>(調査委員会)</p> <p>第8条 前条の調査委員会は、学長の指名により、次に掲げる委員をもって組織する。</p> <p>(1) 副学長のうちから 1人</p> <p>(2) 教授のうちから 3人</p> <p>(3) 事務局<u>次長</u>のうちから 1人</p> <p>(4) その他学長が必要と認めた者</p> <p>2～7 (略)</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>(調査委員会)</p> <p>第8条 前条の調査委員会は、学長の指名により、次に掲げる委員をもって組織する。</p> <p>(1) 副学長のうちから 1人</p> <p>(2) 教授のうちから 3人</p> <p>(3) 事務局<u>の部長</u>のうちから 1人</p> <p>(4) その他学長が必要と認めた者</p> <p>2～7 (略)</p> <p>(略)</p>

附 則

この規程は、令和3年8月23日から施行し、改正後の第8条第1項第3号の規定は、令和3年4月1日から適用する。

**【改正理由】**

令和3年4月1日付け事務局組織の開始に伴い、所要の改正を行うものである。